

インドの下位裁判所(I)

— 裁判官の任命・昇任を中心にして —

安田信之

はじめに

- I 独立前のインドの裁判所制度 (以上, 本号)
- II 現行憲法下の下位裁判所
- III 下位裁判官の任命と昇任
- IV 下位裁判官をめぐる問題点とその将来の方向
おわりに

はじめに

インドの裁判所制度は、イギリスと同じく最高裁判所と高等裁判所といういわゆる上位裁判所とそれ以下の裁判所により構成される下位裁判所に分けることができよう。

最高裁判所と高等裁判所については憲法に詳細な規定が設けられており、また歴史的にもイギリスの統治下において輝かしい伝統を有し、さらにインドの法学者の研究対象がこれらの裁判所の判例に限られてさえている、などの理由から、これらの上位裁判所について論ずる文献も多い。

筆者も1973年のいわゆる「司法危機」(Judicial Crisis)の問題に関係して、不完全であるが、これらの上位裁判所について論じたことがある(註1)。その結論は、これらの裁判所はインドの土から遊離するまでにイギリス的ないし西洋的なものとなっているということであった。

前稿の作成段階で筆者が絶えず疑問と考えていたことは下位裁判所の問題であった。しかしこの

下位裁判所の現状を分析している文献は、筆者の知る限り1958年のインド法律委員会の第14次報告書を除けば皆無に近い(註2)。

幸い当時筆者はインド滞在の機会を与えられていたので、折ある毎に各州の高裁を訪問することができた。その間に入手しえた資料および情報を整理し、この制度の理解のために必要な歴史的検討を加えたのが本稿である。

結論をごく簡単に述べれば、インドの下位裁判所は、高等文官裁判官の存在を除けばイギリスの司法の伝統を比較的スムーズに受け継いできた上位裁判所とは異り、当初からイギリスの植民地統治という生々しい現実から出発しており、独立にいたるまで行政と密接に関係しながら発展してきた。その裁判官は、中核は高等文官職により占められ、イギリスの伝統である優秀な弁護士が裁判官に任命されるという法曹一元型の裁判官ではなく(註3)、むしろ大陸法系にみられる官僚型裁判官が中心であった。

独立後高等文官職の廃止および司法の独立という理念から、上位裁判所はイギリス型の法曹一元化への傾向を強くみせたのに対して、下位裁判所は官僚型裁判官という特徴を維持しているばかりでなく、これを発展させており、現在この傾向が逆に上位裁判所に対して影響を及ぼしつつあるように思われる。

本稿では、最初に独立前のインドの裁判所制度

の歴史を概観し、つづいて下位裁判所の管轄権および裁判官の任命・昇任に関する制度を検討し、最後にこれらの裁判官をめぐる問題点を指摘したい。

(注1) 拙稿「インドにおける『司法危機』」(『アジア経済』第15巻第1号 1974年1月)。

(注2) The Law Commission of India, *14th Report: Reform of Judicial Administration*, New Dehi, The Manager of Publication 2Vols. この問題は第9章で詳しく検討されている。なお、報告書は内田力蔵「インド法委員会について——その第14次報告書を中心に——」(『比較法学』1974年)に簡単に紹介されている。

(注3) イギリスの制度に関しては、田中英夫『英米の司法』東大出版会 1973年参照。なお、イギリス法学者からみたインドの上位裁判所と下位裁判所の対比については、下山瑛二「インドの裁判所見学——インドの非常事態とは何か——」(『法学セミナー』1976年9月号)50~54ページがある。

I 独立前のインドの裁判所制度

1. 独立前の裁判所制度の形成と発展

現行のインドの裁判所制度の歴史を考える場合、(1)管区都市 (Presidency Town) でのよりイギリス的な司法制度の形成と発展、(2)それ以外の地域 (ムファッサル <Muffāsāl> と呼ばれる) における東インド会社の統治のもとでのよりインド的な司法制度の形成と発展、および(3)1861年インド高等裁判所法による両司法組織の統合とその後の発展に分けて論ずるのが便利であろう。

(1) 管区都市

1443年の「規制法」(Regulating Act) (注1) は、東インド会社の統治機構を整備する (注2) とともに、国王に対して、カルカッタに会社の統治機構とは独立した「最高法院」(Supreme Court)を設置する権限を与えた(注3)。これにもとづき1774年勅

許状が出されたが、この法律および勅許状によると、この最高法院は国王の任命する5年以上の法廷弁護士 (Barrister) の経験を有する首席裁判官および3人の裁判官により構成され(注4)、かれらは「国王の意向にそう間」(during his Majesty's pleasure) その職に就くものとされた(注5)。

この裁判所の管轄権は、民事、刑事、海事および教会事件という一切の事件におよび、裁判所は記録裁判所 (Court of Record) であり、また「刑事第一審裁判所」(Court of Oyer and Terminer and Gaol Delivery) とされた。この最高法院は、イギリスの王座部裁判所 (Court of King's Bench) と同様の権限をもち、また衡平裁判所 (Court of Equity) でもあって、コモンロー、エクィティの両面にわたって管轄権と行使した。さらにこの裁判所は、規則制定権を与えられ、「請願裁判所」(Court of Requests)、治安判事 (Justice of Peace) および四季裁判所 (Court of Quarter Sessions) などの管区都市内の下位裁判所に対する監督権を有していた。この最高法院は、原審裁判所とされ、その上訴は一定の条件のもとで本国の枢密院に提出されることができた。

もっともその管轄権については、会社のインド統治の最高の機関である参事会との間に争いがあり、これは1781年の「仲裁法」(Settlement Act)により解決をみたが、それによると、最高法院は、(1)地租 (revenue) の関係する事件については管轄権を有せず、(2)インド人についてはカルカッタ市内の事件についてのみ管轄権を有し、(この場合イスラム、ヒンドゥ法が適用される)(3) イギリス人については居住のいかんを問わず管轄権を有するとうのものであった(注6)。

同様の裁判所が、カルカッタにつづき、1801年にマドラス、1817年にボンベイに設置され、ここ

にこれらの3管区都市にイギリスの司法制度を移植した司法制度が樹立されたのである。この最高法院では、インド人間の訴訟を除き、原則としてイギリスのコモンローおよびエクィティが適され、またその訴訟手続もイギリスの裁判所の手続が採用されていたといわれる^(注7)。

しかしこの最高法院の存在理由は、1781年の仲裁法の制定を考えれば、イギリス法をインド全体に導入することをめざすものではなく、イギリス人の多数居住する管区都市に本国と同様の正義を享受せしめることにあった。なぜならば仲裁法の制定により、それ以下の地域(ムファッサル)においては、当時形成されつつあった会社の諸条例(Regulations)、諸規則および会社の諸裁判所の判決は、この最高法院の管轄下にはおかれず、会社はこれらの地域においては独自の法制度を有することが認められたからである。このようにしてインドにおける司法制度は、1861年までよりイギリス的な管区都市の司法制度と、以下のべるようなよりインド的なムファッサルの司法制度という2層構造を有したのであり、このイギリス的な司法制度の影響は、今日でもカルカッタおよびボンベイ高裁の「原審部」(Original Side)でみることができる^(注8)。

(2) ムファッサル

管区都市以外の地域すなわちムファッサルの司法制度は、ベンガルの場合についていえば、1765年東インド会社がベンガル、オリッサおよびビハールのディワーニー(Diwānī)をムガル皇帝から取得した後、いくつかの試みがなされたが、その司法の基本構造を設定したのは、1793年のコーンウォーリス総督の改革であった。

かれの改革の直前には、県レベルにおいては、原則として、会社の任命する1人のイギリス人会

社官僚が、「地稅官」(Collector)、「地租裁判所(Mal Adalat) 裁判官」, 「マジストレート」(Magistrate) および県裁判所(Zilla Diwani Adalat) 裁判官」を兼務し、地租、民事裁判権および警察権を行使していた。地租事件については、このうえに「地稅局」(Board of Revenue) があり、さらに総督が最高権限を有していた。また民事については県裁判所のうえに総督および2人の参事会員により構成される会社の「最高民事裁判所」(Sadar Diwani Adalat) が置かれていた。

一方刑事については、名目上は総督が権限を有していたが、現実にはナワーブ以下のインド人統治機構に委ねられており、中央にはナワーブ自身が裁判を行なう「最高刑事裁判所」(Sadar Nisamat Adalat) がおかれ、各地にかれの役人により構成される「地方刑事裁判所」(Forzdari Adalat) が存在していた。しかし当時のナワーブの財政状態は悪く、かれらの給料は低く、またそれすらも遅配された。このため裁判官はその生活を賄賂にたよる他なく、刑事裁判は著しく腐敗していた^(注9)。

コーンウォーリスの改革は、このような状況の中で、インドの統治組織の中枢を完全に東インド会社のイギリス人官僚のもとに統合した。

かれは、1790年ナワーブの刑事裁判権を会社の直接の管理下に移し、最高刑事裁判所を最高民事裁判所と同様に総督と参事会員により構成されるものとした。これによりムファッサルの最高の司法機関である最高民事・刑事裁判所は、完全にイギリス人の手に移されたのである。

その後この裁判所の裁判官は、1814年に、総督や3年以上地方控訴裁判所もしくは巡回裁判所の裁判官であった者または9年以上司法局(Judicial Department) に勤務していた者の中から任命されることになり、機構的に行政府から独立した^(注10)。

分離され、地租事件は後者の管轄下におかれた。したがって以降地租に関係する事件は県裁判所の管轄となり、この過程で地租裁判所は廃止され、警察権および比較的軽い犯罪について刑事裁判権を有するマジストレート職^(注13)は県裁判官により兼務された。

これにより、県裁判所・マジストレート→地方控訴・巡回裁判所→最高民事・刑事裁判所という3級の裁判所が存在することになり、これらの裁判官には、イギリス人の会社高等文官 (Covenanted Civil Servant)^(注14) が任命され、また昇任されるのである。これを図示すると第1図のようになろう。

これらのコーンウォーリス制度は、1829~33年のベンティンク総督の改革^(注15)により、以下のような変化をうける。

第1に、県裁判官は、コーンウォーリス制度のもとではあまりに多くの義務を遂行しなければならなかった。当時地代査定をめぐる地租関係の事件が増大し、これらが県裁判所にもちこまれた。そのうえかれはマジストレートとして管轄地域の治安の維持、犯罪人の捜索、逮捕という義務をも負っていた。これに対し政府は、県裁判所の増設、地租関係事項の地稅官への付託の許可などの対策を講じたが、最終的に1831年、マジストレート職を地稅官の兼務とした^(注16)。ここにコーンウォーリスが強く意識した徴税(行政)と司法の分離の原則が覆えされ、同一行政官僚により兼任されることになり、後に大きな問題を生ずるのである^(注17)。

第2に、巡回裁判所は裁判官の巡回地域が大きかったこと、および控訴裁判所の民事事件の累積による遅滞のため巡回裁判官が地区を定期的に巡回することができなかったなどの理由により、1829年、その権限を新しく設置された「地租コミ

ッションナー」(Commissioner of Revenue)^(注18)に移し、最終的に1831年県裁判官がその管轄権を引き継いだ。これとともに地方控訴裁判所は次第にその存在意義を失ない、1831年活動を停止し、1833年に廃止された。

この改革により、イギリス人官僚が裁判官を構成する独立の裁判所は、最高民事・刑事裁判所と県裁判所の2級の裁判所となった。

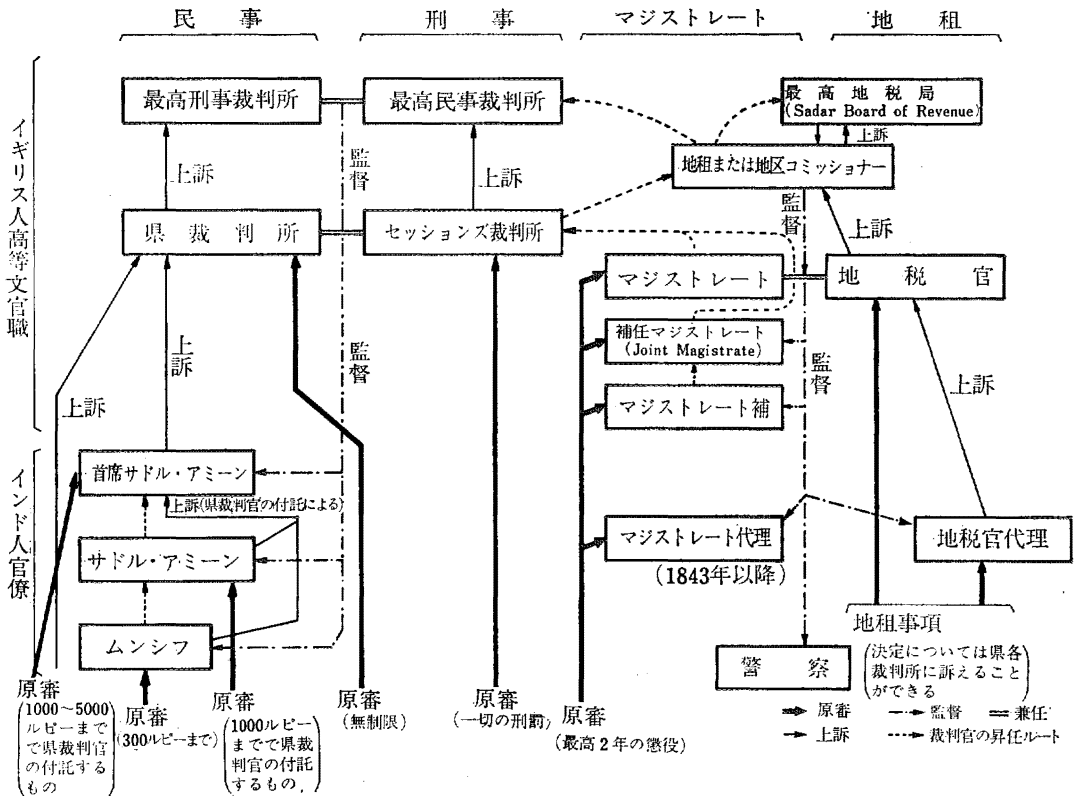
このベンティンクの改革の背後には、当時のインド債務の累積の問題とともに県裁判官、マジストレートおよび地稅官という県のイギリス人の統治機構の下に、すでに多くのインド人が下級官僚として参加していたという事実があった。

すでにコーンウォーリスの改革においても、各級の裁判所には、ヒンドウおよびイスラム法の専門家であるインド人法務官(Law Officer)が雇用されており、県裁判官の下には、イギリス人高等文官の「レジスター」(Register)という補佐的裁判官とともに、「ムンシフ」(Munsiff)というインド人裁判官がおかれていた。さらにこの10年後の1803年には、新しくムンシフのうえに「サドル・アミー」(Sadr Ameen)というインド人裁判官職が設けられた。かれらの任命は、最高民事・刑事裁判所の承認をもって県裁判官がおこなった。これらのインド人裁判官は次第に管轄権を拡大し、県レベルの大半の訴訟を担当するにいたった^(注19)。

1831年の「首席サドル・アミー」(Principal Sadr Ameen)の設置は、下位裁判所のインド人化に転機をもたらした。かれは、総督により任命され、その管轄権は県裁判官の付託する1000ルピーから5000ルピーまでの係争額の事件とされた^(注20)。

これにより5000ルピー以下の係争額の事件は

第2図 ベンティンク総督の改革後のベンガルの司法組織 (1833年)



(出所) Stokes, E., *The English Utilitarians and India*, Oxford Univ. Press, 1959, pp. 142—143 を参考にして作成。

これらのインド人裁判官に委ねることになり、この後県裁判官の主たる機能は、セッションズ裁判官としての刑事事件および重要な民事事件について原審管轄権を行使する他は、これらインド人裁判官に対する上訴管轄権とかれらに対する行政上の監督権を行使することとなったのである(注21)。

また地租事件は、次第に県裁判官から地稅官に移されつつあったが、1833年、この地稅官の下にインド人からなる地稅官代理 (Deputy Collector) が認められた。

刑事についても、1821年、マジストレートは、軽微な犯罪について法務官 (Law Officer) およびサドル・アミーンに対して付託しうるとされたが、マジストレート職が地稅官の兼務とされてからほぼ10年後、1843年「マジストレート代理」(Deputy Magistrate) がインド人に認められ、かれはマジストレートと同一の刑事事件について管轄を有した(注22)。

以上ベンティクの改革により、県レベルにおいては県裁判官および地稅官兼マジストレートというイギリス人植民地官僚が若干の若手のイギリス

人官僚の助力を得てその中枢を掌握しており、その上位にはかれらが昇任される上級の統治機構が存在している一方、その下位にはかれらの監督下にインド人下級官僚が統治の末端を支えるという植民地支配の構造が完成したのである。この構造を図示すれば第2図のようになろう。

この高等文官が占める県裁判官、地稅官兼マジストレートという職に、インド人下級官僚が参入しうるのは、19世紀末である。

(3) 1861年インド高等裁判所法の制定とその後の発展

管区都市とムファッサルの相互に独立した司法制度は、イギリスのインド統治の確立にしたがい様々な問題をもたらし、すでに1820年代には両裁判所の管轄権が競合し、同一事件について矛盾した判決を下すなどの混乱が生じていた^(注23)。

そこで1833年の東インド会社法は^(注24)、その他の改革とともに、全英領インド規模の立法府を創設し、ここで制定された法律 (Act) は、英領インドの全裁判所を拘束する^(注25)ものとし、さらにこれらの司法制度の統合、および統一的なインド法についての調査を行なうために「インド法律委員会 (Indian Law Commission) を設置することを定め、両裁判所制度の統合およびインドの統一法の制定のための第一歩を踏み出した。

1857年セポイの反乱の直後、インド統治は、会社の手からイギリス本国政府に移されたがこれを契機に、1861年「インド高等裁判所法」が制定され管区都市とムファッサルの司法組織の統合が実現した^(注26)。

この法律により、カルカッタ、マドラスおよびボンベイの管区都市の最高法院と会社の最高民事・刑事裁判所が統合され、「高等裁判所」が設置された。この裁判所は、国王の任命する首席裁判官

および15人以下の裁判官により構成されたが、その資格は、(1)5年以上の経験を有する法廷弁護士、(2)10年以上高等文官職にある者で、3年以上県裁判官に就いていたまたはそれと同様の権限を行使していた者、(3)5年以上首席サドル・アミンまたは少額訴訟裁判所 (Small Cause Court)^(注27) 裁判官の職に就いていた者、および(4)10年以上最高民事・刑事裁判所もしくは高裁の弁護士 (Pleader) であった者とされた。

この裁判所は、その原審部 (Original Side) が最高法院の管轄権を引きつぎ、管区都市内の事件をとり扱い、その上訴部 (Appellate Side) が最高民事・刑事裁判所の管轄権を継承して、ムファッサルの下位裁判所からの上訴を担当した。

したがって、この裁判所の統合は、インドの統一的な法制度の枠組みを構築しただけであり、その実体的な統合は、当時進捗しつつあった法典化 (Codification)^(注28) の完成を待たなければならない。

他方この上位裁判所の統合につづいて、ムファッサルの下位裁判所の整備が進んだ。

刑事については、1861年、1872年、1882年と3次にわたり「刑事訴訟法典」 (Code of Criminal Procedure) が制定されたが、1898年の刑事訴訟法典は、英領インド全域におかれる各級の裁判所およびその管轄権について規定をおいた^(注29)。これによれば、最下級の裁判所である第3級マジストレート (Magistrate of 3rd Class) は、1カ月以下の拘禁または50ルピーの刑罰を科することができ、第2級マジストレートは、6カ月の拘禁および200ルピー以下の罰金を、第1級マジストレートは、2年以下の拘禁または2000ルピー以下の罰金と科することができ^(注30)、そのうえにはセッションズ裁判官が、これらのマジストレートからの上訴を

管轄するとともに、死刑の判決については高裁の確認(confirmation)を要するほかは一切の刑罰権を有していた。この1898年の刑事訴訟法典は、部分的に修正されながら1974年の全面改正まで効力を有する。

民事については、「民事訴訟法典」(Code of Civil Procedure)には、各級の裁判所に関する規定はおかれなかったが、1870年代までに各州で「民事裁判所法」(Civil Courts Act)が制定され、統合の方向に向った^(注31)。県レベルにおいては、ベンガル州を例にとれば、県裁判官が高裁の監督下にそれ以下の民事裁判所を監督する権限を有し、原審管轄権とともに5000ルピーまでの係争事件については上訴管轄権も与えられた。かれの下には首席サドル・アミンに替えて「下級裁判官」(Subordinate Judge)がおかれ、かれはすべての係争事件について原審管轄権を与えられた。サドル・アミンは廃止され、ムンシフに吸収された。このムンシフは、原則として1000ルピーまで、州政府が認める場合には2000ルピーまでの係争額について原審管轄権を有した^(注32)。

このようにして民事裁判所については、ムンシフ→(下級裁判官)→県裁判所→高裁という上訴の管轄および、行政監督の系列が完成し、この系列は現行の制度とほとんど変わらない。

パンジャブ、アワド、クールグのようないわゆる「非条例州」(Nonregulation Provinces)においては、当初は独立した司法機関はおかれず、すべて行政官が、刑事、および民事裁判権と行政、警察権という統治権を掌握していたが、次第に独立した裁判機構を設けるにいたり、20世紀初頭にはほかの州とほぼ同一の裁判機構を有するようになった^(注33)。

1935年「インド統治法」(Government of India

Act)は、これらの裁判所のうえに、管轄権が制限されてはいたが、全国的レベルの最頂上に「連邦裁判所」(Federal Court)^(注34)を設置し、また各州に高裁または首席裁判所(Chief Court)^(注35)を設置する旨定めるとともに、州のこれらの裁判所の下に州の下位裁判所をおくことを定めた。

同法の制定の段階で現行の裁判所制度が機構的にも確立されたといつてよい。

2. 独立前の裁判官の構成

以上イギリス植民地下のインドの裁判所の発展を概括してきたが、これをその人的構成の面で整理すると以下ようになる。

高等裁判所の裁判官については、すでにみたように、1861年インド高等裁判所法には、その有資格者として、(1)法廷弁護士、(2)インド高等文官、(3)インド人弁護士、ならびに(4)首席サドル・アミンおよび少額訴訟裁判所裁判官が掲げられている。

法廷弁護士(Barrister)は、高裁の前身である管区都市の最高法院の裁判官の唯一の任命資格者であつたばかりでなく、かれらだけが最高法院に出廷し、弁論することができた^(注36)。さらに1846年以降は、会社の最高民事・刑事裁判所でも活動することを認められた^(注37)。

高裁の設置以降も、かれらは最高法院の管轄権を引き継いだ原審部を中心に活動し、高裁の首席裁判官に任命される資格を有するとともに裁判官の3分の1以上はかれらが占めるものとされていた^(注38)。当初は、この法廷弁護士はイギリス人が独占していたが、高裁の設置前後から多くのインド人がイギリスに留学してこの資格を取得して帰国した^(注39)。またかれらの独占した高裁の原審部も、次第に発言力を増大してきたインド人弁護士の強い要求により、インド人弁護士に徐々にでは

あるが開放される^(注40)。この反映として、イギリス人法廷弁護士の高裁裁判官の任命に占める比重は、時代が下るにしたがって低下している。しかし、1935年インド統治法下においても首席裁判官は法廷弁護士出身の者が任命されたことから知られるように、高等裁判所がこれらの法廷弁護士出身の裁判官を中心にして維持されることを前提としており、イギリスの司法制度の強い影響をみることができる。

第2の高等文官職についてみると、かれらは高裁のもう一つの前身である最高民事・刑事裁判所の裁判官を独占していたのであり、高裁の裁判官の3分の1以上を占めるものとされていた。かれらは、コーンウォリスによりインド統治の中核を支えるべき設けられたという歴史を有しており、当初は会社理事会が任命していたが、1854年競争試験にかえられ、インド統治の鋼鉄の柱として優秀なイギリス人が、この職に任命され、インドに送りこまれた。かれらは、イギリスでの教育を受けてインドに到着した後、一般には最初マジストレート補兼地稅官補に任命され、県マジストレート兼地稅官のもとで県レベルでの行政を担当し、やがて県裁判官に任命され、司法職の最高の職として、高裁裁判官に任命されたのである^(注41)。かれらがイギリス的な意味での法律家ではなくむしろ植民地行政官であるにもかかわらず、高裁の裁判官に任命されたのは、かれらがインドの法律、条例、地方の慣習さらに県レベルの行政、司法を熟知しているからとされ、高裁においても最高民事・刑事裁判所の管轄権を継承した控訴部において、下位裁判所からの上訴を担当した。かれらは、数のうえで独立まで高裁裁判官の重要な構成部分を占めていた。この高等文官職は1870年代から各州で司法職と行政職に分離され、その専門化が進み、

また20世紀に入りインド人化も進むが、あくまで植民地官僚であった。このような基本的には行政官僚である者が上位裁判所の裁判官に任命されることは、イギリス本国ではありえないことであって、ここにインド司法の一面をみることができる。

第3のインド人弁護士については^(注42)、すでにコーンウォリスの時代にワキール (Vakil) という弁護士が訴訟代理人として会社の各級の裁判所に出廷していた。かれはこれらの弁護士の資格、報酬について定めることによりその質の向上を計った。もともとこれらの弁護士は各級の裁判所の監督のもとに活動するものとされ、イギリスにおける「バー」(Bar)とは全く異なるものであった。^(注43)インド人弁護士が裁判所の監督から一定程度独立した組織をもちうるのは、1926年の「インド弁護士会法」(Indian Bar Councils Act)の制定によってである。当初から最高民事・刑事裁判所、地方控訴裁判所と県裁判所以下で活動する弁護士の間においては、その資格の相違があり、高裁の設置以降も高裁の弁護士と県裁判所以下の弁護士との間には、教育、資質における相違は大きく^(注44)、高裁に出廷できるいわゆる高級弁護士とそれ以下の下級弁護士の区別が認められる^(注45)。この区別は、制度的には1961年の「インド弁護士法」(Indian Advocate Act)の制定により廃止されるが、実質的にはこの相違は現在も続いているように思われる^(注46)。

高裁の裁判官の構成に関係するのは、この高級弁護士である。すでに高裁の設置前においても、その前身の最高民事・刑事裁判所では優秀な弁護士が活動していた。さらに管区都市の大学設置による法学教育の拡充は、新しいインド人弁護士層の出現を可能ならしめた^(注47)。高裁設置後これら

第1表 19世紀後半の各高裁の弁護士 (Advocate) ワキール (Vakil) の登録許可件数

登録許可日	カルカッタ高裁		ボンベイ高裁		マドラス高裁		U. P. 高裁	
	弁護士	ワキール	弁護士	ワキール	弁護士	ワキール	弁護士	ワキール
1870年まで	19	31	9	18	13	6	4	30
1871—80	64	30	25	76	28	35	36	53
1881—90	60	45	42	82	24	140	70	51
1891—1900	126	86	100	198	21	210	100	235
合計	269 (167)	192 (189)	176 (108)	374	86	491	210	379

(出所) Misra, B. B., *The Indian Middle Classes*, London, Oxford Univ. Press, 1961, pp. 327—329.

(注) ()内はインド人。

の弁護士はその控訴部で活動を行っていたが、次第にイギリス人法廷弁護士の牙城である原審部にも進出する。(19世紀後半における各高裁の弁護士〈Advocate〉およびワキールの登録・許可件数は第1表のとおりである。)それとともにかねらの社会的地位は上昇し、インド人中産階級の中核的な部分を形成する(注48)。このことこそが1861年法がインド人弁護士を高裁裁判官に任命することを規定した理由であり、現実にかなり早くからかれらは高裁裁判官に任命された(注49)。このインド人弁護士出身の裁判官は次第に高裁裁判官中の比重を高め、独立後その支配的な地位を占める素地をつくっていた。このようにインド人弁護士が高裁裁判官に任命されるということは、イギリスの司法制度がインドの地に移植されたと考えてよいだろう。

最後に下級裁判官からの昇任については、高裁の設置当時の首席サドル・アミーン(のちの下級裁判官)少額訴訟裁判所裁判官は、当時のインド人の占めうる公職としては、高職に属するものであり、比較的経験を積んだインド人弁護士が任命されていたようである。またインド人弁護士が、高裁裁判官に任命される前にしばらく県裁判官または下級裁判官として裁判官の訓練を積んだ事例もみら

れる。したがってこのような事例はむしろ、インド人弁護士からの任命とみた方が正確であろう。ムンシフから下級裁判官、さらに県裁判官を経て高裁の裁判官に任命されるという現在の官僚型裁判官が出現するのは、20世紀に入ってからであり、独立前においては、このような裁判官の高裁裁判官への任命は、まれであった。

これらの高裁裁判官の任命の際の構成を各高裁判別に表にしてみれば第2～5表のようになる。

以上高裁裁判官という上位裁判所の裁判官についてみてきたが、下位裁判所裁判官については、すでに述べたようにベンティンク総督の時代に、県裁判官および県マジストレートの下に、首席

第2表 カルカッタ高裁裁判官任命の構成

任命年	イギリス人		インド人					計
	法廷 弁護士	高等 文官	法廷 弁護士	インド 弁護士	下級 裁判官	その他	高等 文官	
1900年迄	26	37	1	6	1	0	0	71
1901～		31	9	11	1	5	7	87
1934年	23	(1B)					(1B)	
1935～		6	4	—	—	3	2	18
1946年	3	(2B)						
小計	52	74	14	17	2	8	9	176
1947～	0	0	17	—	—	17	3	37
62年								
総計	52	74	31	17	2	25	12	213

(出所) *High Court at Calcutta: Centenary Seminar 1862-1962*, Calcutta, High Court Build., 1962中の1862～1962年の期間の全裁判官213人について推定。

(注) (1) 首席裁判官を除く。(1947年までの11人前首席裁判官はすべてイギリス人法廷弁護士であった。独立後4人のインド人首席裁判官の内訳は、インド弁護士2、法廷弁護士2である。)

(2) 法廷弁護士は Barrister を指し、インド弁護士は Advocate と Vakil を指す。(以下同じ)。

(3) 「そのほか」に分類してあるものは、資料中何らのタイトルが示されていない者であり、インド弁護士、下位裁判官であったと考えられる。

(4) (B)とあるのは法廷弁護士の資格と取得した者の数を示す。(以下同じ)。

第3表 マドラス高裁裁判官任命の構成

構成 任命年	イギリス人						計	合計
	イギリス人	法廷弁護士	インド弁護士	下位上級職制	裁判官ムンシフより	高等文官		
1900年まで	18		1		1	2	20	
1901～1934年	26	5	12	2 (2B)	5	1	25	
1935～1946年	8	1	5	5 (1B)	1	2	14	
小計	52	6	18	7	7	3	41	
1947～1962年	1	0	18	2 (1B)	4	7	31	
計	53	6	36	9	11	10	72	

(出所) Madras High Court, *The Madras High Court 1862—1962, Centenary Volume*, Madras, 1962中の裁判官リストおよびインド人裁判官略歴より推定。

(注) (1) 首席裁判官を除く。(1947年まで11人の首席裁判官はすべてイギリス人法廷弁護士であった。独立後2人のインド首席裁判官の内訳は、インド弁護士である。)

(2) イギリス人は Permanent Judge のみ。インド人の場合は経歴の記載のあるすべての裁判官を分類にした。(イギリス人については分類が不可能であった。)

(3) 1947年以降に任命されたイギリス人裁判官は Mack Edmund Elmar である。おそらく高等文官職であろう。

(4) 上級職とはムンシフ (District Munsif) 以上の裁判官に直接に任命された者を指す。

サドル・アミン、サドル・アミン、ムンシフ (後に下級裁判官、ムンシフ) および下級マジストレートがおかれるという構図がみられた。

19世紀末からイギリス人高等文官職の県裁判官としての資質について問題が生じつつあったが、この主たる理由は、この高等文官が本質的に行政官であり、法律専門家としての訓練を受けていないということであった。まだ統治制度が確立しておらず、司法が現実の統治と密接に関係している段階では、法律技術の適否はそれほど問題とされなかった。しかし統治が安定し、多くの条例およ

第4表 ボンベイ高裁裁判官任命の構成

構成 任命年	イギリス人		インド人				計	合計
	法廷弁護士	高等文官	法廷弁護士	インド弁護士	その他	高等文官		
1900年まで	17	24	1	4	0	0	5	46
1901～1934年	10	(8B)	7	8	2	8	25	56
1935～1946年	1	(5B)	4	6	1	4	15	18
小計	28	47	12	18	3	12	45	120
1947～1962年	0	0	6	6	4	17	33	33
合計	28	47	18	24	7	29	78	153

(出所) High Court Bombay, *High Court at Bombay, 1862—1962*, Bombay, 1962 中の裁判官リストより推定。

(注) (1) 高裁首席裁判官を含まず。(1947年まで12人の首席裁判官はすべてイギリス人法廷弁護士であった。)

(2) 「そのほか」に分類してある者は資料中なんらのタイトルが付せられていない者であり、インド人弁護士または下級裁判官であったと考えられる。

(3) 同資料には任命年次の記載がなく、*All India Reporter* (AIR) および Vachha, P. B., *Famous Judges, Lawyers and Cases of Bombay*, Bombay, Tripathi, 1962 などより類推した。

び法律が集積された段階ではもはやかれらの常識による法の運用は不十分であり、インド人法曹の出現に対応して高度の専門知識が要求された。さらにこの頃の開始された法典化の動きは、この傾向に拍車をかけた^(注50)。

もちろん政府は、この状況に対して手をこまねいていたわけではない。政府は高等文官職を行政職と司法職に分離し、これまで行政、司法間を転々としながら昇任する方式を改め、一定期間行政官として勤務後、行政司法のいずれかの職を選択せしめ、その後は行政職と司法職の各々の職の中で昇任するいわゆる「平行昇任」(Parallel Line of Promotion) の方式を採用するなどの対策を講じた

(注51)。

1870年代に入り、高等文官職およびかれらの独占する県裁判官職をめぐって新しい問題が出現する。

一つは、高等文官職のインド人化の問題である。1854年高等文官職の公開試験の実施は、インド人に対してもこの職に参加する機会を与えるものであった。しかし試験がロンドンで実施されることは、かれらの機会を著しく制限するものであり、1869年においては883人中1人の、1879年においても914人中7人のインド人がこの職を占めるにすぎなかった。当時勃興しつつあったインド人中産階級は、インド人が高等文官職により多く参加しうるためにこの採用試験をインドでも実施することを要求した。この要求が実現するのは、第1次大戦後の1923年であったが、この後この職は急速にインド人化し、第2次大戦が勃発したため採用試験が中止された1939年には、インド人高等文

官は、1299人中540人を占め、インド統治において重要な役割を果たしていたのである(注52)。1859年以後の各年次における高等文官の構成と1929年および1939年のかれの職種は第6～7表のとおりである。

第2にインド人裁判官の問題がある。すでに1833年には、ムンシフとサドル・アミンというインド人裁判官は、その収入をこれまでの手数料制から給料制に切りかえられており、新しく設けられた首席サドル・アミンの収入も給料制であった(注53)。かれらは、同じくインド人が任命されるほかの地稅官代理やマジストレート代理とともに「非誓約文官」(Uncovenanted Civil Servant)として、次第に州レベルの下級公務員に位置づけられた(注54)。

1868年、ベンガル、北西両州で「下級司法職」(Subordinate Judicial Service)が創設されたが、インド人の下級の民事裁判官に限られてはいたが、これによりこれらの裁判官は高裁の監督にしたがう公務員として位置づけられる。この職の設置により、これまでの首席サドル・アミン、サドル・アミンおよびムンシフというインド人裁判官職は、下級裁判官およびムンシフに統合された。この制度により州政府は、中央政府の同意をもって

第5表 アラーハーバード高裁裁判官任命の構成

構成 任命年	イギリス人		インド人					計	計
	法廷 弁護 士	高等 文官	法廷 弁護 士	イン ド弁 護士	下位裁判 官より 上級職 より	ムン シフ より	高等 文官		
1866～ 1900年	12	15 (1B)	0	0	1 (1B)	1	0	2	29
1901～ 1934年	15	17 (3B)	3	5	0	0	4	12	44
1935～ 1946年	2 (1C)	8	4	6	0	3	1	14	24
小計	29	40	7	11	1	4	5	28	97
1947～ 1962年	0	0	9	34	3	27	13	86	86
計	29	40	16	45	4	31	18	114	183

(出所) High Court of Judicature at Allahabad, *Centenary 1866—1966*, Allahabad, Vol. 1中の高裁裁判官経歴より推定(2名のイギリス人裁判官については不明)。

(注) (1) 高裁首席裁判官を含む。
(2) (C)は高等文官試験に合格していることを示す。

第6表 1859—1939年の高等文官の構成

年	イギリス	インド人	計
1859	846		846
1869	882	1	883
1879	907	7	914
1889	884	12	896
1899	988	33	1021
1909	1082	60	1142
1919	1171	78	1255
1929	881	241	1122
1939	759	540	1299

(出所) Woodruff. P., *The Men Who Ruled India*, Vol. 2, New York, 1954, Appendix B, p. 363.

第7表 1929, 1939年における高等文官の州、職種別の内訳

	本省*			司法			行政その他			計		
	イギリス人	インド人	計	イギリス人	インド人	計	イギリス人	インド人	計	イギリス人	インド人	計
(1929年)												
中ベマボU.パピオ中ア北ビ	56	8	64	—	—	—	32	0	32	88	8	96
央ンドン	7	1	8	19	4	23	61	37	98	87	42	129
政ガラベ	14	2	16	19	2	21	79	32	111	112	36	148
府ルスイP.	12	4	16	19	1	20	65	25	90	96	30	126
ブサ州ム境マ	9	2	11	24	4	28	91	33	124	124	39	163
ヤリッ	18	0	18	14	1	15	52	22	74	84	23	107
リ	9	1	10	13	1	14	52	19	71	74	21	95
ン	6	1	7	14	1	15	42	23	65	62	25	87
ジ・央	6	1	7	2	1	3	26	5	31	34	7	41
サ	3	0	3	1	0	1	6	0	6	10	0	10
ル	14	2	16	21	3	24	75	5	80	110	10	120
計	154	22	176	146	18	164	581	201	782	881	241	1122

(1939年)												
中ベマボシ	49	21	70	—	—	—	59	5	64	108	26	134
央ンドン	18	2	20	21	13	34	63	74	137	102	89	191
政ガラベ	13	6	19	12	11	23	51	58	109	76	76	152
府ルスイド	5	6	11	7	10	17	46	36	82	58	52	110
P.ブルサ州	4	1	5	2	3	5	5	9	14	11	13	24
ヤリッ	5	9	14	17	12	29	75	64	139	97	85	182
ン	13	2	15	11	18	29	51	39	90	75	59	134
リ	5	5	10	12	7	19	40	28	68	57	40	97
央	4	2	6				6	7	13	10	9	19
サ	5	6	11	8	2	10	24	27	51	37	35	72
ム境マ	6	1	7	2	1	3	20	10	30	28	12	40
ル	4	0	4	0	2	2	4	0	4	8	2	10
高等弁務官府(High Commission)	16	6	22	17	5	22	59	27	86	92	38	130
計	147	71	218	109	85	194	503	384	887	759	540	1299

(出所) Woodruff. P., *The Men Who Ruled India*, Vol. 2, N. Y., 1945, pp. 364—365.

(注) * 原文では Secretariat とされている。

** 原文では European とされている。

*** 中央政府の行政そのほかに分類されている者のほとんどすべてが、インド警察局 (Indin Police Department) に属している。

ムンシフの資格に関する規則制定権を与えられ、また非行のある場合、県裁判官を含む一切の下位裁判官を職務の停止または罷免することができたが、その監督については、下級裁判官に関しては

高裁が、またムンシフに関しては県裁判官が行なうものとされた(註55)。

この改革は各州で採用されたようであり、インド人裁判官は、マドラスの場合を除き、州知事が

高裁の勧告にもとづき任命した。マドラスの場合は、ムンシフについては高裁が任命権を有した。いずれの州でもかれらは一般に法学士 (Bachelor at Law) であるとされた^(注56)。

さらに1892年の「州公務員職」(Provincial Civil Service) の創設は、これらインド人裁判官に新しい転機をもたらした^(注57)。この制度により、インド人下級官僚はこれまで高等文官職に留保された官職の一部に対しても進出することが認められたのである。

この職は司法と行政に分かれており、「州公務員職(司法)」は、ムンシフトと下級裁判官により構成されるが、かれらはこれまで高等文官職が独占していた県裁判官に昇任される機会を得たのである。この職については州知事が任命権と有していたが、任命後はその懲戒、昇任などについて高裁が権限を有するという現行の「州司法職」(State Judicial Service) の原型をかたちづくっている。

他方、刑事裁判権と有するマジストレート代理は、「州公務員職(行政)」とされ、かれらも県マジストレートに昇任する機会を得たのである。

1913年の「王室公務委員会」(Royal Commission on Public Service) の報告書は、これまで高等文官が占めるとされた職のうち県裁判官の中心とする司法職26職、県マジストレートなどの行政職の15職、計41職を州公務員職に開放することを勧告している^(注58)。これらの職は、“Listed Post”と呼ばれ、1929年には、司法35、行政39、1939年にはそれぞれ35、49とされている^(注59)。もともとこの数も第7表中の高等文官数に較べれば微々たるものである。

最後に県裁判官にインド人弁護士を任命する問題があった。すでに1872年にインドの高等文官職裁判官の改革をめぐる、当時の法律委員であっ

たスティーヴン (J. F. Stephen) は、県裁判官職にイギリス人およびインド人の弁護士 (lawyer) を直接に任命することを示唆しており^(注60)、高裁に関して述べたように有能な高裁弁護士が高裁裁判官に任命される前に県裁判官に任命された例もみられる。しかしかれらが制度的に県裁判官に任命されるにいたるのは、先の王室公務委員会の勧告においてであり、同委員会においてインド人委員が強く要求した結果である。この委員会は、先の勧告に加えて弁護士に40の県裁判官職を認めるように勧告した。もともとこの勧告は完全には実施されなかったといわれる^(注61)。

1935年インド統治法には、裁判官の任命についても現行の憲法と、ほぼ同一の規定がおかれている。これによれば高裁の裁判官は、(1)10年以上の経験を有する法廷弁護士、(2)10年以上勤務をしており、3年以上県裁判官として務めたまたはそれと同一の権限を行使した高等文官、(3)10年以上下級裁判官または少額訴訟裁判所裁判官以上の司法職 (Judicial Office) を務めた者、(4)10年以上の経験を有する高裁の弁護士とされ、国王により任命される。首席裁判官は法廷弁護士の経験者から任命されなければならない^(注62)。このレベルでは、すでにみたとおり (第2～第5表参照)、高等文官という植民地官僚裁判官が存在するとはいえ、法廷弁護士およびインド弁護士が主流であり、その構成はイギリスの上位裁判所により近いものであったということができよう。

他方、下位裁判所裁判官については、県裁判官以下の裁判官は明確に公務員として位置づけられており、県裁判官は、州知事により任命された。もともとその任命については高裁と協議することを要した。その任命資格者は高等文官職を中心とする公務員であったが、5年以上の経験を有する

弁護士も、高裁の勧告を条件として任命される機会を得た^(注63)。それ以外の裁判官すなわち下級裁判官およびムンシフに関しては、知事が公務委員会 (Public Service Commission) および高裁と協議して制定した規則にもとづいて任命するものとされ、これらの裁判官は、職の配置、昇任そのほかに関しては高裁の監督に服した^(注64)。

このように、とくに下位裁判官については、1935年法の規定は現行憲法の規定とほぼ同一と考えてよい。しかしその実態をみるならば、以下の2点において現行の制度とはまったく異なるものであった。

第1に高等文官という植民地官僚の存在である。すでにみたように、かれらは行政官として採用され、県レベルの行政官として一定期間勤めた後司法職に編入され、県裁判官に任命され、県レベルの司法の中枢を担っていた。また、この高等文官はこの県裁判官を経た後、高裁裁判官に任命されるのであり、したがって、かれらは、法廷弁護士とインド人弁護士が主流を占めるよりイギリス的な高裁と、インド人公務員が任命される下級裁判官とムンシフというよりインド的な裁判所との結節点に位置し、この両者を貫通する戦略的な裁判官職である県裁判官の大半を占めていたのである。

第2に刑事については、マジストレートが一方では上訴管轄についてはセッションズ裁判官を通して高裁の監督に服しつつも、他方では司法とは基本的に区別されるものとして、行政、治安維持および警察などの諸機能を結合させながら裁判にあたった。このようにマジストレート職は基本的に行政職であり、地区コミッショナーを通じて州政府の監督に服していたのである。また、この県レベルの中枢である県マジストレートは、先に

述べたように地稅官を兼務しており、この職にはふつう高等文官の行政職官僚が任命され、かれらは地区コミッショナーを経て州政府の中枢の官職に昇任された。この刑事における「司法と行政の未分離」は、インドの植民地統治と密接に結びついていたのであり^(注65)、この分離が達成されるのは独立後である。

(注1) 「東インド会社法」(East India Company Act)ともよばれている。正式なタイトルは、“Act for Establishing Certain Regulations for the Better Management of Affaires of East India Company, as Well in India as in Europe”である。この法律およびイギリス本国の東インド会社の機構改革を行なったいわゆる「ピット法」(Pitts Act)については、その背景とともに、Keith, A. B., *A Constitutional History of India 1600-1935*, London Methuen & Co. Ltd., 1936, pp. 59-92.

(注2) カルカッタに総督 (Governor General) と4人の参事会員よりなる参事会 (Council) を設置し、これが東インド会社の理事会の指示にしたがうけれども、インドにおける最高機関とされ、マドラスおよびボンベイの政府はこれに従属することとなった。*Ibid.*, pp. 70-72; Cowell, H., *History and Constitution of the Courts and Legislative Authorities in India*, 6th ed., Revised By, S. C. Bagchi, Calcutta, Thacker, Sprink & Co., 1938, pp. 35-36; Ilbert, C., *The Government of India-A Brief Historical Survey of Parliamentary Legislation relating to India*, Oxford Clarendon Press, 1922, pp. 44-47.

(注3) これ以前にも、3管区都市には、「メイヤーズ裁判所」(Mayors Court) がおかれており、この裁判所は最高法院と同様記録裁判所としてイギリス人の関係する民事および刑事の裁制権を有していた。1759年の勅許状により、現地人の民事訴訟については当事者双方の同意を要するものとなった。もっとも裁判官は、一般に市長 (Mayor) と9人の Alderman という法律の知識のない者が任命された Cowell, *op. cit.*, pp. 14-16. これらの裁判所の弁護士も、事務弁護士 (Attorney) であり、イギリスの法廷弁護士

(Barristers) が裁判に参加するようになったのは、最高法院の設置以降である。Schmitthener, S., "A Sketch of the Development of the Legal Profession in India," *Law and Society Review*, Vol. III No. 2, 1969, pp. 339—343.

(注4) 1797年に裁判官は2名に減じられた。なお俸給は、首席裁判官、裁判官は各々年俸8000ポンド、6000ポンドとされた。

(注5) したがってイギリスにおいて1701年に確立された裁判官は「良好な行動をする限り」罷免されることはないという原則に比べて、形式上その身分保障は十分ではない。イギリスの裁判官については、内田力蔵「イギリスにおける裁判官の身分保障について」『社会科学研究』八巻五号(1967)参照。もっともJainは、植民地においてはこのような規定がおかれ、理論上国王はいつでも裁判官を罷免することができるが、実際上は、その身分保障は、本国と同様であるとしている。Jain, M. P., *Outlines of Indian Legal History*, 3rd. ed., Bombay, Tripathi 1972, p. 86. 1915年、インド統治法第102条にも同じ規定がみられるが1935年インド統治法第220条は、裁判官は非行または心身の欠陥を (misbehavior or infirmity of mind or body) 理由として罷免されると規定している。

(注6) この経緯については、*Ibid.*, pp. 90—128; Cowell, *op. cit.*, pp. 40—64. なお、会社の制定する条例 (Regulations) および規則は、管区都市内では最高法院がこれらを認めて登録された場合においてのみ、効力を有した。

(注7) Patra, A. C., *The Administration of Justice under the East India Company in Bengal, Bihar and Orissa*, Bombay etc., Asia Publishing House, 1962, pp. 105—129; Jain, *op. cit.*, pp. 335—336. また、Main, H. S., *Village-Communities in the East and West*, 2nd, Ed. London John Murray, 1872, pp. 36—39. なおメーンについては、内田力蔵教授の多くの業績がある。とくにインド統治とメーンに関しては、「サー・ヘンリー・メーンとイギリス法の『法典化』——19世紀後半のインド統治と法とメーン(1)(2)」(『社会科学研究』16巻2号 1964年 および第20巻2号 1967年)、「インドにおけるイギリス法導入とメーン」(『社会科学研究』第20巻3・4合併号 1968年、および第21巻1号 1969年)がある。

(注8) 両高裁の原審部では、現在もイギリスと同じく法廷弁護士と事務弁護士の区別があり、法廷弁護士だけが裁判所に出廷することができる。もっとも1961年弁護士法 (Advocate Act) が成立した後は、少なくとも資格のうえでは、両弁護士の相異は存在しない。なおマドラス高裁では、1886年この制度は廃止された。

(注9) Jain, *op. cit.*, pp. 164—170.

(注10) この経過については、*Ibid.*, pp. 213—215.

(注11) カルカッタ、ムルンダーバード、パトナおよびダッカの諸都市。後に6都市に増加された。

(注12) これらの裁判所については、Patra, *op. cit.*, pp. 130—156.

(注13) このマジストレートは、治安判事 (Justice of Peace) とは異なる。治安判事は、インドにおいては、最高法院の監督下でイギリス人の刑事事件に関係する職名であった。もっとも1793年に総督は、会社の高文官をこの職に任命する権限を与えられ、これにもとづき1796年の条例はすべてのマジストレートをこれに任命している。この治安判事については、Dubey, H. P., *A Short History of the Judicial Systems of India*, Bombay, Tripathi, 1968, pp. 242—245に簡単に紹介されている。マジストレートは、当初インド人に対して警察権を行使することを主としており、裁判権は、当初は15日の拘禁または100ルピー以下の罰金刑までしか認められなかったが、次第にその権限は拡大され、ペンティンクの時代には、2年以下の懲役刑を宣告できるにいたっている。

(注14) コーンウォーリスは、当時のナワーブ統治の腐敗を理由としてインド人を主要な公転から排除するとともに、年俸500ポンド以上の官職をこの職に限定した。この職の任命は、当初会社理事会が行なっており、各理事がこの職の指命権を有していたという。したがって1854年の公開試験の実施までは、会社役員縁故関係者が占めたが、競争試験以前からロンドン、インドでの教育の拡充により、イギリスの中産階級の優秀な人材を集めることができたといわれる。このインド高等文官職については、O' Malley, L. S. S., *The Indian Civil Service 1601—1930*, London, Frank Cass & Co. Ltd., 1965を参照のこと。

(注15) このペンティンクの司法改革については、山崎利男「ラームモハーンローイの司法制度論(II)」(『東洋文化研究所紀要』第66冊1975年)に詳細に検討

されている。

(注16) 地租事件の管轄については、この時期にかなりの変動がある。この背景には、地租関係事件の遅滞によりザミンダールが、地代を取立てることができず、これが政府の地租収入にまで影響を及ぼすおそれがあったと指摘されている。Jain, *op. cit.*, pp. 229—231, 267—269.

(注17) すでにマドラスでは1816年、マンローの強い主張によりこれが採用され、またボンベイでも1818年にマジストレート職は地稅官が業務するとされた。同時に採用された地区コミッショナー (Divisional Commissioner) 制度とともにこの制度は「コーンウォール制度の恒久的な修正であり、将来のイギリスの植民地行政の古典的なモデルを提供した」といわれる。Stokes, E., *The English Utilitarians and India*, Oxford Univ. Press, 1952, p. 164, この経緯については、*Ibid.*, pp. 140—168 の他、Panigrahi, N., *Charles Metcalfe in India, Ideas & Administration, 1906—1835*, Delhi, Munsiram Manohalal, 1969.

(注18) この職は、これまで管区内を三つに分けて設けられていた合議体である地方地稅局 (Provincial Board of Revenue) にかえて20地区に分けて設けられた。地区コミッショナーは、2～3県について設けられ、刑事裁判権を県裁判官の管轄に移した後も、県地稅官マジストレートおよび警察に対する監督権を有していた。

(注19) この法務官およびインド人裁判官については、山崎 前掲論文 56～75ページ。

(注20) 1837年には、その管轄権は無制限とされ、5000ルピー以上の係争額についてのかれの判決は最高民事・刑事裁判所に直接に上訴されることとなった。Stokes, *op. cit.*, p. 216.

(注21) Jain, *op. cit.*, pp. 264—267. かれはペンティンクの時代に現行の制度の概容が形作られたとしている。

(注22) かれは、地稅官代理とともに県の下での行政単位である郡 (sub-division) におかれた。この職には、しばしば首席サドル・フミンが任命されたといわれる。Misra, B. B., *The Administrative History of India, 1834—1947*, New Delhi, Oxford Univ. Press, 1970, p. 522.

(注23) この経緯については Jain, *op. cit.*, pp. 335

—342; Cowell, *op. cit.*, 223—225.

(注24) この法律については、Ilbert, *op. cit.*, pp. 81—90 に詳しい。同法により会社は商業企業の性格を払拭し完全にインドの統治機関となった。

(注25) これ以前の総督と参事会の制定するものは条例 (Regulations) とよばれていたが、以降は法律 (Acts) とされる。この法律は、条例と異なり、最高法院に登録されることを要せず、全英領インドで効力を有するものとされた。

(注26) この法律の制定直前に制定された「インド参事会法」(Indian Council Act) とともに内田「インドにおけるイギリス法導入と……」に詳しく検討されている。

(注27) 少額訴訟裁判所は管区都市では、1850年にこれまでの「請願裁判所」(Court of Requests) を廃止して設けられ、1864年「管区都市少額訴訟裁判所法」(Presidency Town Small Cause Courts Act) により制度的に整備された (Jain, *op. cit.*, pp. 315—322)。ムファッサルにおいては、この裁判所は、1860年「地方少額訴訟裁判所法」(Provincial Small Cause Courts Act) の制定により設けられた (Jain *ibid.*, pp. 312—313)。両裁判所は、現在でもその管轄権にちがいがあ

(注28) 法典化については、(注7)の内田論文(「サー・ヘンリー、メーンと……」, 「インドにおけるイギリス法導入と……」)の他、日本でもいくつかの研究がある。たとえば、楠本美隆「19世紀インドにおける法典化の一断面」(『比較法学』第6巻第1号 1970年)。

(注29) すでに1872年の刑事訴訟法に各級の裁判所が規定されていたが、1898年の刑事訴訟法典は、人種および国籍に関係なく適用された。

(注30) この他に県マジストレートがおかれ、かれは第1級マジストレートであるとともに、第2級および第3級のマジストレートからの上訴を管轄した。また管区都市には管区都市マジストレートがおかれ、かれは、第1級マジストレートと同一の権限を有していた。Dubey, *op. cit.*

(注31) ベンガル管区では1868年の法律によりこの再編は開始され、1887年の「ベンガル、北西州およびアッサム民事裁判所法」により、ベンガル、ビハール、オリッサ、アッサムおよびU. P. において現行の制度が確立された。ボンベイでは、「1869年ボンベイ民事裁判所法」、マドラスでは「1873年マドラス民事裁判所法」によりなされた。*Ibid.*, pp. 294—300.

(注32) ボンベイの民事裁判所の構成は、県裁判官の下に裁判官補 (Assistant Judge) が置かれ、その下に第1級および第2級の下級裁判官がおかれていた。したがってムンシフという職名は存在しない。Ibid., pp. 295.

(注33) バンジャープを例にとれば、1865年には最高の上訴機関として「司法コミッショナー」(Judicial Commissioner), その下に「地区コミッショナー」(Commissioner of Division) が上訴機関としておかれ、つづいて他州の県裁判官に相当する「コミッショナー代理」(Deputy Commissioner) の裁判所が置かれている。その下には3級のコミッショナー補 (Assistant Commissioner), 「タフシダル」(tahsildar) が存在した。これらの裁判官はすべて行政官が兼任していた。しかし1877年に最上位の司法コミッショナー裁判所は「首席裁判所」(Chief Court) として独立した機関となり、1918年には、ほかの州とほぼ同一の民事裁判所が設けられるにいたった。アワドでは1879年、クールグでは1901年、中央州では1917年にほぼ現行の枠組みができあがっている。Ibid., pp. 288—294, 300—305.

(注34) この連邦裁判所については、Pylee, M. V., *The Federal Court of India*, Bombay Manaktelas, 1969のほか Gadbois, G. H., “Evolution of the Federal Court of India—An Historical Footnote,” *Journal of Indian Law Institute*, Vol. 5 (1963) があ

る。
(注35) アラーハーバード高裁は同地に最高民事・刑事裁判所がおかれていた結果もっとも早く1867年に設置された。その後1935年までにパटना高裁(1912年), ラホール高裁(1919年), ナーグプル高裁(1935年)が設置されている。

(注36) 1862年に高裁に統合されるまで、3管区都市の最高法院は、カルカッタ高裁の4人の事務弁護士を除いて、法廷弁護士と事務弁護士はイギリス人が独占していた。Schmitthener, *op. cit.*, p. 349.

(注37) Veeraghvan, A. N., “Legal Profession and the Advocate -Act, 1961,” *Journal of Indian Law Institute*, Vol. 14. No. 2 (1972), p. 230.

(注38) Indian High Court Act, S. 2.

(注39) 1861~1893年の間に100人のインド人がリンカンズ・インで法廷弁護士の資格をとったといわれる。Schmitthener, *op. cit.*, p. 366.

(注40) マドラス高裁では1886年、法廷弁護士、ワキールおよび事務弁護士も同様に原審部で活動することが認められ、ボンベイ高裁では、原審部で活動できるのは法廷弁護士 (Advocate) だけだったが、ボンベイ大学の法学士は高裁の行なう試験に合格するとこれに任命された。この試験は非常に難しかったといわれ、この合格者から優秀な法律家が輩出している。カルカッタ高裁は、ボンベイ高裁と同様の方式をとったようである。したがって、現在でもこの両高裁ではAdvocate が Attorney の依頼にもとづいて活動している。詳しくは Law Commission of India, *14th Report, Reform of Judicial Administration*, Delhi, Manager of Publication, 1958, pp. 560—566.

(注41) 19世紀末のかれら一般の昇任ルートは、①マジストレート補→②補任マジストレート(Joint Magistrate)→③地稅官(兼マジストレート)→④県・セッションズ裁判官→⑤地区コミッショナー→⑥最高民事・刑事裁判所裁判所裁判官とされていたが、⑥以降は、有能な者のみが昇任しえた。Roy, N. C., *The Civil Service in India*, Calcutta, Firma K. L., Mukhopadhyay, 1960, p. 170.

(注42) インドの弁護士制度については、(注40)に述べたもののほか、All India Bar Committee, *Report*, Delhi, Manager of Publication, 1953が便利である。また(注3)に引用した Schmitthener の論文はその実態を知るのに有益である。

(注43) ベンティンクの改革までの弁護士制度については、山崎 前掲論文 75~84ページに詳しい。

(注44) ワキール、(高裁) 弁護士 (Advocate) という高裁で活動しうる弁護士の資格は、各高裁により異なるが、少なくとも法学士号を取得しており、また一定期間の修業または高裁の行なう試験に合格しなければならなかった。この両者は1926年法において「弁護士」(Advocate) に統合される。一方この下には、県裁判所以下の民事・地租裁判所では、多くの下級弁護士が活動していた。訴答作成弁護士(Pleader)は、必ずしも法学士である必要はなく、高裁の行なう試験に合格すればよかった。ムクタル (Mukhtar) にいたっては、大学の入学資格を有しておればよかった。(後に高裁が試験を行なう。) All-India Bar Committee, *op. cit.*, pp. 8—12.

(注45) この相異はすでに1830年頃からみられる。山崎 前掲論文 80~81ページ, Misra, B. B., *The*

Indian Middle Classes, London, Oxford Univ. Press, 1961, pp. 170—171.

(注46) 同法は、インドのすべての弁護士を一元化した (Advocate とよばれる) とともにかれらをインド弁護士会 (Bar Council of India) の監督下においた。Verraraghavan, *op. cit.*, pp. 238 ff. しかし現在でも高裁および最高裁を中心に活動する弁護士と県裁判所以下の下位裁判所で活動している弁護士とは収入および能力の面でも大きなちがいがあ

(注47) 大学法学部卒業生の増加は以下のとおりである。(Misra, *Indian Middle Classes*……, p. 326.)

1864~73年 (10年間)	815人
1879~88年 (10年間)	1312人
1889~93年 (5年間)	1317人

ももっともインドの大学の法曹教育は貧弱であり、その訓練には実務に入った後かれが務めるシニア弁護士の教育・研修の役割が大きかったことも指摘されている。Schmitthener, *op. cit.*, pp. 361—365.

(注48) 19世紀後半からの民族運動の指導者が弁護士であったことはよく知られている。なおこの弁護士と民族運動の関係については、Schmitthener, *op. cit.*, pp. 376 ff.

(注49) カルカッタ高裁では1863年ワキールであったが、Pundit Sumboo Nath, マドラス高裁では1878年下位裁判所裁判官であった T. M. Aiyar が、ボンベイ高裁では、1873年ワキールであった Haridas に任命されている。

(注50) この問題については Roy, *op. cit.*, pp. 162—204に詳しく検討されている。すでに1859年に、ボンベイ州の公教育局長 (Director of Public Instruction) から同州の首席長官 (Chief Secretary) あての手紙の中に、高等文官が十分かつ適正な訓練をうけない限り、インドでも弁護士と裁判官に任命する要求が根拠をもち、数年後にはかなりのインド人法律家が弁護士資格を有することになるので、要求はこのような資格を有するインド人を法律職に採用するということまで進むであろうと警告している。Ibid., p. 174.

(注51) 1862年ボンベイ州では高等文官職が司法職と行政職に分離され、ベンガルでも1873年これが採用された。これによると高等文官は、数年間マジストレート補または補任マジストレートとして行政官を務めた後、行政職か司法職を選択し、行政職に進むものは地稅官兼県マジストレートからコミッショナー、州行

政府官僚という行政畑を進み、司法職に進むものは県裁判官、州の法律関係の部局、高裁裁判官というコースを進むものとされた。Roy は高等文官裁判官の問題点として、(1)体系的な法律知識の欠如、(2)改革後もジュニア裁判官の法律知識が十分ではなかった (訴訟を行なう者の犠牲においてかれらは訓練を積んだ)、(3)市民的権利について無理解であった、(4)高等文官の司法職が行政職に比して質が落ちたということあげている。Ibid., pp. 183—185.

(注52) 高等文官職のインド人化の問題については、O' Malley, *op. cit.*, pp. 205—227; Roy, *op. cit.*, pp. 95—161.

(注53) サドル・アミンは1824年に月給制となった。山崎 前掲論文 63~64ページ。1833年には、かれらの月給は、首席サドル・アミンは500ルピー、サドル・アミンは250ルピー、ムンシフは100ルピーとされている。Jain, *op. cit.*, p. 264.

(注54) Misra は、1828~49年間でインド政府のインド人官僚は1197人から2813人に増加したと述べている。この内訳から司法関係職だけを抜き出してみると以下のとおりである。

	1828年	1849年
首席サドル・アミン	—	64人
サドル・アミン	157人	81
ムンシフ	86	494
マジストレート代理	—	11
地稅官代理・地稅官補	—	86
計	243	736

(出所) Misra, B. B., *The Indian Middle Classes*, London, Oxford University Press, 1961, p. 178.

(注55) Misra, *The Administrative History*……, pp. 210—211 & p. 540; Cowell, *op. cit.*, pp. 251—252.

(注56) Misra, *The Administrative History*……, pp. 214—215. マドラスの場合、一般に高裁の弁護士 (Advocate) およびワキールから任命されたといわれる。しかるに、高裁弁護士およびワキールの任命については、一般に法学士号のほかそれぞれ何らかの追加要件があったのであり、少なくともムンシフについては、マドラスを除きこれら高裁の弁護士より、格付けは下であったのではないかと思われる。

(注57) 「州公務員職」については、O' Malley, *op. cit.*; Roy, *op. cit.* のほか、Misra, *The Administrative History*……, pp. 215—248 と参照。これによれば、県裁判官職の3分の1および地稅官兼マジストレ

ートの6分の1がこの職に開放されるものとされた。

(注58) Roy, *op. cit.*, pp. 180—190,

(注59) Woodruff, *op. cit.*, p. 364.

(注60) Roy, *op. cit.*, p. 182.

(注61) Roy, *op. cit.*, pp. 182—193. なおこの時点ではすでに弁護士数が過剰気味であったことも指摘されている。Schmitthener, *op. cit.*, pp. 355 ff.

(注62) The Government of India Act, 1935 (以下 G. I. A. と略す), S. 220, この規定はすでにみたように1861年のインド高等裁判所法とほぼ同じであるが、法廷弁護士および高等文官に対する3分の1以上の裁判官職の留保の規定ははずされている。なお1930年の段階では、法廷弁護士、高等官職およびインド人法律家の構成比は2:2:1であるという記述がある。Gose, A. K., *Public Administration in India*, Calcutta, University of Calcutta, 1930, p. 313.

(注63) G. I. A. S. 254.

(注64) G. I. A. S. 255. なお第254条および第255条は、「インドにおける国王の役人」(The Services of the Crown in India)の中の「司法職に関する特別規定」(Special Provisions as to Judicial Officers)の中に規定されている。

(注65) この問題については、Gilchrist, R. N., *The Separation of Executive and Judicial Function*, Calcutta, University of Calcutta, 1932 がある。これが植民地支配のもっとも有効な道具であったことは、有名な1929年の「メーラット共産主義者陰謀事件」(Meerut Communist Conspiracy Case) が、このマジストレートにより構成される裁判所により審理されたことを述べれば十分であろう。この事件はアラーハーバード高裁に上訴され、その判決は大幅に覆えされ減刑された。これをあるインド人法律家は、インド司法の勝利としている。インド人の眼からみた下位裁判所と上位裁判所の対比として興味深い。(つづく)

〔付記〕 本稿は1972年7月～1974年6月の海外派遣期間の研究成果の一部である。その作成に関しては、いろいろな方から御指導を頂いたが、とくに東京大学東洋文化研究所教授山崎利男氏には草稿を一読して頂き、懇切なるコメントを頂いた。ここに記して謝意を表したい。もっとも当然ながら記述の誤りについては筆者のみが責任をおう。

(経済協力調査室)

次号(特集号)のおしらせ

次号は、アジア諸国の農村における雑業層、農業労働者層について、その実態と変容を解明する特集号を予定しています。とりあげる地域と執筆者はつぎのとおりです。

フィリピン(高橋彰)、タイ(友杉孝)、マレーシア(堀井健三、山本一巳)、インドネシア(村井吉敬)、インド(ビブラブ・タスグプタ、押川文子訳)、スリランカ(中村尚司)、エジプト(木村喜博)。

なお、ページ数の関係上、6・7月合併号となりますので御了承ください。